

オスマン朝下イスタンブルのサラチハーネと馬具工組合 —— 同職組合の集会的店舗・工房に関する一考察 ——

藤 木 健 二

はじめに

オスマン朝下のアナトリア・バルカン諸都市において、ベデステン *bedesten* やハーン *hân* といった同業者や関連業者の店舗・工房の集合体（以下「集会的店舗・工房」と記す）が都市開発やその発展に不可欠な存在であったことは従来の研究で度々指摘されてきた。その主な役割としては、① 賃貸料が都市の主要な宗教・公共施設のワクフ財源に充てられたこと、② 周辺地区の人口増加や社会的・経済的発展を促したこと、③ 同業種ないし関連業種の集中が効率的な商品の生産・流通や商工業地区の形成を可能とし、④ 政府の商工民・商工業に対する監督・干渉を容易にしたことなどがあげられよう¹⁾。

このように集会的店舗・工房が都市の開発や発展に果たした役割はこれまでも明らかにされてきたが、その一方で集会的店舗・工房が商工民や同職組合に与えた影響については看過される傾向にあった。同業種の地域的集中という現象から推察し得る仮説的見解は幾つか提示されたものの²⁾、集会的店舗・工房を持つ同職組合の組織・運営のあり方や組合内外の提携・紛争のあり方、ワクフ運営者との関係といった問題を実証的に検討し、その特質を解明しようとする本格的な研究は殆どなされてこなかったのである³⁾。しかし近年、こうした課題を克服する試みとして特定の集会的店舗・工房とその同職組合に的を絞った事例研究が進められつつある。例えば S. ファローキーは、18 世紀ブルサの染色工房群におけるワクフ運営者との関係や独占形態を明らかにしたほか [Faroqhi 2002 a]、イスタンブルの皮鞣工組合や馬具工組合による異業種との紛争を分析し、それらの工房群に見られる「縄張り意識」を検討した [Faroqhi 2002 b]。さらにこうした自身の研究を踏まえ、インフレに対す

-
- 1) アナトリア・バルカン諸都市における集会的店舗・工房の建設や役割については Faroqhi 1984: 23-48 及び Faroqhi 1997: 796-798 を、同様にイスタンブールについては Baer 1970: 153-155, İnalçık 1978: 226, Mantran 1990: vol. 2, 23-25, 49-50, 66 及び 林 1982: 7-13 を参照せよ。
 - 2) 例えば、購入時の商品選別や値段交渉が容易となり、それが同業者間の競争を刺激することもあり得たとする Mantran 1990: vol. 2, 49-50 のほか、同職組合による構成員の管理や構成員による相互の監督を容易にしたとする Faroqhi 1997: 798 及び Yi 2004: 47 がある。
 - 3) 同様の指摘に Faroqhi 2002 b: 232-234 がある。

るワクフの財源対策として17世紀末から18世紀にかけて多くの集会的店舗・工房が建設された可能性があるとする見方を示すとともに [Faroqhi 2006: 340-341], 集会的店舗・工房で活動する同職組合は強い組織力を持つ傾向にあったとする仮説を提示した [Faroqhi 2009: 42]⁴⁾。また筆者もこれまでの研究において、イスタンブルに複数存在する皮鞣工組合の間でみられた職域をめぐる紛争について検討したほか [藤木 2005 a], アラスト arasta と呼ばれる集会的店舗で活動する靴屋組合の組織構造の解明を試みた [藤木 2005 b]。こうした具体的事例の蓄積が今後も不可欠と考えられる⁵⁾。

本稿では以上を踏まえ、オスマン朝下の代表的な集会的工房として知られるイスタンブルのサラチハーネ⁶⁾とそこで活動した馬具工組合の実態を明らかにしつつ、集会的店舗・工房を持つ同職組合の特徴を考察してゆきたい。管見の限りイスタンブルのサラチハーネと馬具工組合を正面から扱った研究には、E. H. アイヴェルディのサラチハーネに関する建築史的考察 [Ayverdi 1989: vol. 4, 552-554] と Ç. ウルチャイによる15～19世紀の馬具工組合に関する史料の校訂・紹介 [Uluçay 1951-52], そして前述のフェローキーによる異業種との紛争に焦点を当てた考察 [Faroqhi 2002 b] があるに過ぎない。従って前述のウルチャイの史料紹介から判明する事実を除けば、これまで馬具工組合の組織構造や独占形態といった組合内部の実態は殆ど解明されてこなかったのである。本稿ではこうした事柄を可能な限り具体的に考察するため、先述のウルチャイによる校訂史料に加え、高い史料価値にも拘らず従来あまり活用されてこなかったイスタンブル・アフキヤム台帳 *İstanbul Ahkâm Defterleri*⁷⁾ 及びイスタンブル・シャリーア法廷台帳 *İstanbul Mahkemesi Şer'iye Sicil Defterleri*⁸⁾ を主な史料として用いる。対象とする時代は、これらの史料を充分に活用し得る18世紀が中心となるが、必要に応じて18世紀以前の問題についても扱う。まずサラチ

4) Faroqhi 2009 については拙稿の書評 (藤木 2010) を参照のこと。

5) カイロ史研究に目を向けると、特定地区に店舗や工房が集中する同職組合とその地区に影響力を持つスーフィー教団との関係などを分析し、同職組合が職能集団として本来持つ以上の地縁的・行政的・宗教的な権限や影響力を行使し得たことを明らかにした Raymond 1995 及び Raymond 2002 がある。職業の地域的集中という側面から同職組合の社会集団としての性格を検討した点でこれらの研究は重要な意義を持つと考えられる。

6) 本来は馬具工を意味する「セッラージュ serrâc」⁶⁾と家を意味する「ハーネ hâne」の合成語であり、史料には「セッラージュハーネ Serrâchâne」ないし「大セッラージュハーネ Serrâchâne-i Kebir」と記されているが、先行研究では現代トルコ語の「サラチハーネ Saraçhane」と表記するのが一般的であることから本稿もこれに従う。

7) 本稿では総理府オスマン古文書館 Başbakanlık Osmanlı Arşivi 所蔵の原本と、校訂・公刊版である Kal'a 1997-98 を参照した。同台帳の史料性格および価値については Şimsir 2004, Faroqhi 2009: 117 を見よ。

8) 本稿ではイスラーム研究センター İslâm Araştırmaları Merkezi 所蔵のマイクロフィルムを参照した。イスタンブルの法廷制度と法廷台帳については Aydın 1998 及び Uzunçarşılı 1957 を見よ。

ハーネと馬具工組合の構造・性格について検討し、その後、馬具工組合に特徴的な独占・職域をめぐる組合内外の紛争や組合長（ケトヒュダー kethüda）の選出をめぐる組合の内部紛争、さらには両紛争の関連性についても検証してゆきたい。

I サラチハーネと馬具工組合の構造と性格

1 サラチハーネの構造

サラチハーネはスルタン・メフメト 2 世（在位 1444-45, 51-81）の命でファーティフ複合施設 Fatih Külliyesi の東、現在のサラチハーネバシュ Saraçhanebaşı 地区にあるサラチハーネ公園 Saraçhane Parkı 周辺に建設された。1475 年に完成すると⁹⁾、それまでベデステン周辺で働いていた馬具工はすべてサラチハーネに移され¹⁰⁾、他所での馬具の生産・販売は禁止された。建設の目的は、1695 年付の記録によると工房の賃貸料をアヤソフィア・ワクフ¹¹⁾の財源とし¹²⁾、ファーティフ複合施設の周辺地域を活性化させることであったが [Uluçay 1951-52: 148-149, 151-152]、それ以外にも軍需品として重要な馬具の供給環境を整えるほか、ベデステン周辺を商業中心地区として整備する意図もあったと考えられる¹³⁾。

サラチハーネは 1908 年まで存続し、その間、火災の被害による修復・再建が繰り返されたが、立地や規模、内部構造に大きな変化はなかったと考えられている [Ayverdi 1989: vol. 4, 554]。四方を外壁と幾つかの門¹⁴⁾で仕切られた敷地の中央にはロンジャ lonca と呼ばれる会所とサラチハーネ・モスク Saraçhane Mescidi/Camii があり、その周囲を約 150 軒

9) 完成時期について Evliya 1996: 285 には 1454-55 年（ヒジュラ暦 859 年）と記されているが、先行研究では Uluçay 1951-52: 151-152 の史料に記された 1475 年（ヒジュラ暦 879 年）が支持されており、本稿も一先ずこれに従う。

10) アヤソフィア・ワクフ設定台帳によると、ベデステンのあるチャクル・アー・モスク地区 Çakır Ağa Mescidi Mahallesi から移転したとある [Vakıflar Umum Müdürlüğü 1938: 209]。

11) アヤソフィア・ワクフの成立と運営については、林 2009 を見よ。

12) イスタンブール市内の商工業不動産を主な財源とするアヤソフィア・ワクフにおいてサラチハーネからの収入は一定の重要性を持っていたと考えられるが、サラチハーネの賃料およびそのワクフ収入全体に占める割合は現時点で明らかでない。この要因のひとつに、当該ワクフ収支簿台帳にサラチハーネからの収入が独立した項目として明記されていないことが挙げられる。その具体例として林 2009: 81-82 及び Barkan 1962-63: 344-347 を参照せよ。

13) メフメト 2 世のイスタンブール復興策については林 1982 を見よ。

14) 門の正確な数や位置には不明な点が多いが、各門にはサラチハーネバシュ門 Saraçhanebaşı Kapısı、カラマン門 Karaman Kapısı、小門 Küçük Kapı、第一の門 Bab-ı Evvel、中央門 Orta Kapu などの名前が付けられていた [Uluçay 1951-52: 149]。また、これらの門の存在は 19 世紀初頭の作成とされる「バヤズィト 2 世水道地図」からも確認される [Ayverdi 1989: vol. 3, 402, vol. 4, 552; Çeçen 1997: 42]。

の工房が取り囲んでいた¹⁵⁾。アーチ天井に覆われ、単一ないし複数の鎧戸を備える各工房は、他の業種と同様に住機能を持たないため、馬具工は自宅と自身の工房を毎日往復する必要があった [Uluçay 1951-52: 148-151, 161; Ayverdi 1989: vol. 4, 552-554]¹⁶⁾。中央のモスクはアヤソフィア・ワクフによって運営され、後に住民の要請を受けて説教壇 minber も建てられた¹⁷⁾。敷地内には衛生管理や革の品質管理に用いたと考えられる給水設備も設けられていたほか¹⁸⁾、馬具工の子供や幼い徒弟に教育を施すための初等学校 mekteb もあり、1777年付の法廷記録によるとその教師 mu'allim には馬具工組合のワクフから日給 5 アクチェが支給されていた [İŞS 41: 12 A-2]¹⁹⁾。

2 商品の多様性と商工民の専門分化

サラチハーネで生産・販売された商品は、1640年付の公定価格台帳によると概ね以下の3種に分類される。第一は鞍、引き具、鐙、鞍あて、鞍などに結ぶ革紐、手綱からなる馬具類、第二は衣服や寝具をしまう一般的な収納箱のほか、カップやスプーンなど様々な用途に応じた収納箱類、第三は食卓用の敷物、矢筒、桶、水筒、小さな鞆といったその他の革製品を中心とする品物である [Kütükoğlu 1983: 231-241]。文書史料の多くはこの多様な商品の生産者を「馬具工 serrâc esnâfi」や「サラチハーネの商工民 Saraçhane esnâfi」, 「サラチハーネの住民 Saraçhaneli」と記しているが、エヴリヤ・チェレビーの旅行記や他の文書史料を見るとサラチハーネの商工民は馬具工のほかに鞍枠工 kaltakçı, 矢筒工 tirkeşci, gedeleçci, 鞍あて工 teğeltici, 水筒工 meşkci, kırbacı, 桶工 debbeci, 敷物工 sofracı, 手綱・端綱工 yularcı, 収納箱工 sandıkçı, 鞭工 kamçıcıなどで構成されていたことがわかる [Evliya 1996: 284-285]²⁰⁾。このように、少なくとも17世紀以降のサラチハーネでは多様な商品を扱っており、その生産活動は一定の専門分化によって支えられていたと言え

15) 建設当初の工房数は110軒であった [Vakıflar Umum Müdürlüğü 1938: 209]。

16) 例えば1790年付のİŞS 57: 48 A-2によると、サラチハーネ内に工房を持つアリー・アー Ali Ağa bin Mehmed という名の馬具工がサラチハーネにほど近いエミール・ブハーリー・モスク Emir Buhari Camii 周辺のホジャ・ウヴェイス地区 Hoca Üveys Mahallesi に住んでいた。

17) Ayvansarâyî 2001: 179には「前述のモスク（サラチハーネ・モスク）は建物の2階にある。建設者は諸征服者の父スルタン・メフメト2世である。その経費はアヤソフィア〔ワクフ〕から〔もたらされる〕。説教壇は後にサラチハーネの住民の要望を受けて、ワクフ側によって設置された。〔モスクと同名の〕地区 mahalle はない」とある。また、アヤソフィア・ワクフがサラチハーネ・モスクの運営費を担っていた事実は当該ワクフの収支簿台帳からも跡付けられる [林 2009: 87]。

18) Evliya 1996: 285には「仕事場は城砦のように四方を囲まれ、中央の高いモスク、貯水池 havuz, 噴水池 şadırvan のある大きな仕事場である」とある。

19) ただし同史料には、この学校が少なくとも3年以上の間ほとんど機能していなかったとする証言がある。

20) 文書史料では例えば İAD 5: 333: 986, 7: 244: 742, 8: 200: 652, 11: 312: 970。

よう。つまり史料上で馬具工と呼ばれる者たちは決して一様ではなく、馬具類やその他の生産に特化した商工民の集団であった²¹⁾。

3 馬具工組合の構造

馬具工組合は組合長であるケトヒュダー kethüda と補佐役であるイトバシュ yiğitbaşı、運営費用や構成員の経済的支援を目的とする組合固有のワクフを管理するミュテヴェリ müteveli と書記 kâtib-i vakf、毎朝の祈りや親方昇進式²²⁾の際に祈りを捧げるドゥアージュ du'âcı、顧問的な存在である年長者 müsinn, ihtiyâr、そしてサラチハーネに自身の工房を持つ一般の親方 usta で構成された。親方は15世紀末には142人のムスリムで構成されたが [İnalçık 1978: 229]、18世紀後半には200人を超えていたことが史料から確認される [İŞS 40: 45 B-2]。親方になるには必要な技術を習得し、「あご髭が生えるほどに成熟」した上でケトヒュダーや親方たちに認められる必要があった [İŞS 32: 66 A-3]²³⁾。この他にもサラチハーネに固有の存在として警備員 pazvand を兼ねた専属の運搬人 arka hammâli や皮鞣工 debbağ がいた。警備員兼運搬人は1726年付の記録によると8人で構成され、屋間はサラチハーネで作られた水筒や収納箱を武器貯蔵庫 cebehâne などに運び、夜間はサラチハーネの警備にあたった。また同記録には彼らが一般の運搬人と法廷で争った際、馬具工組合のケトヒュダーが彼らを擁護した状況が記されており、少なくともケトヒュダーは彼らを馬具工組合の一員とみなしていたと考えられる [İŞS 24: 40 B-3]。他方、皮鞣工は、サラチハーネにある専用の倉庫兼店舗で羊革や牛革を馬具工に販売するため皮鞣工組合によって選出・派遣された者たちである。この倉庫兼店舗の起源は明らかでないが、1763年付の記録では11軒の存在が確認される [CB 5186]²⁴⁾。1766年になると両組合の協議を経て6軒に削減されたが、そのとき確認された規約には、「[当該店舗の皮鞣工による] シャリーアに反する悪行が明らかとなった場合、馬具工組合のケトヒュダーが直ちに [その者を] 捕え、官憲 zâbita に引き渡すこと」とある [İŞS 25: 212-2]。すなわち他の同職組合の構成員であっても、サラチハーネで働く者は馬具工組合の管理下に置かれたのである。

以上のことから、扱う商品の多様性と生産の専門分化を馬具工組合の第一の特徴とするな

21) Uluçay 1951-52: 150によるとサラチハーネ内には「収納箱工通り Sandıkcılar Caddesi」や「水筒工通り Kırbaçlar Caddesi」と呼ばれる通りが存在したことから、同業者が同じ通りに集まって工房を構えたと考えられる。またこうした同一組合内の専門分化は、同様に作業工程が複雑な織物業においても観察される。例えば19世紀初頭の絹織工 kazzâz 組合の事例として Aynural 1989: 102を参照せよ。

22) 18世紀中葉における親方昇進式の様子については Uluçay 1951-52: 163を見よ。

23) 親方の下で働く徒弟 şâkird, çırak については現時点で不明な点が多いが、1793年付のİŞS 62: 1 B-2には未成年者でも徒弟になり得たこと、一人の親方に二人以上の徒弟がいる場合もあったことを示す元徒弟の証言記録がある。

24) この店舗の存在は Uluçay 1951-52: 150 及び Faroqhi 2002 b: 228 でも指摘されている。

らば、馬具工の職能集団であると同時にサラチハーネの管理者でもあるという二重の組織的性格を第二の特徴として指摘できよう。馬具工組合のケトヒュダーは史料においてしばしば「サラチハーネのケトヒュダー Saraçhane kethüdâsı」と記されているが²⁵⁾、この呼称が馬具工組合のこうした性格を反映していたと見ることも可能であろう。

尚、前述の馬具類の生産には革以外にも装飾用の金属板、クッション用の詰綿やビロード、刺繍用の絹糸・金糸・銀糸といった多様な原材料や半製品²⁶⁾が必要であり、それらの確保にはそれらを扱う同職組合との連携が不可欠であったと推察される。その実態については現時点で不明な点が多いが、サラチハーネ周辺に工房を構える鋳物工 dökmeçi が真鍮などから作ったベルトの締金具 kuşağın başı を馬具工に卸していた事実が史料から確認されることから [İŞS 35: 81 A-2]、少なくとも一部の原材料や半製品はサラチハーネ周辺の商工民から仕入れていたと考えられる²⁷⁾。

II 馬具工組合の独占をめぐる諸問題

1 馬具工によるサラチハーネからの離散

前述のように都市の開発・発展に重要な役割を担う集合的店舗・工房には、特定業種の独占的な営業が認められることがあった²⁸⁾。サラチハーネも同様に、「馬具製造業に属する如何なる物もそこ（サラチハーネ）で作られ、そこで販売すること」と記された1475年付の勅令 [Uluçay 1951-52: 151] によって馬具類の独占的な生産・販売が認められた。以後、同内容の勅令が繰り返し発布され²⁹⁾、馬具工組合はこれらの勅令に依拠して自身の独占権を行使・主張したのである。その結果、馬具工組合の構成員による生産・販売活動は必然的にサラチハーネに制限されたが、こうした活動領域の制限に反発する一部の馬具工は、しばしばサラチハーネを離れて他所の工房で馬具の生産・販売を行った。本章ではまずこのような馬具工によるサラチハーネからの離散の実態と要因、また馬具工組合および政府やカーディーの対応について検討したい。

馬具工がサラチハーネを離散した時期を特定することは史料的制約から困難であるが、馬

25) 例えば İAD 3 : 277 : 1025, 5 : 170 : 522 及び Mustafa 1147 : vol. 2, 290.

26) 本文に挙げた具体的な原材料・半製品は Faroqi 2002 b : 228 に拠る。

27) ラクダや馬の革などは先述の羊革・牛革を扱う皮鞣工 debbağ とは別のウンカパヌ Unkapanı で活動する皮鞣工 sağırcı から仕入れていた [İŞS 36: 89 A-2, 65: 114 A-2]。

28) 例えばブルサの染色工房群はスルタン・アフメト3世（在位1703-30）の命によって建設された図書館のワクフ財源に指定され、染色業の独占が認められた [Faroqi 2002 a : 236-240]。

29) Uluçay 1951-52: 152-154 によると1490年、1523年、1569年、1606年、1613年に発布されたほか、セリム1世（在位1512-20）、ムラト3世（在位1574-95）、メフメト3世（在位1595-1603）の各スルタンの治世にも1度ずつ発布された。

具工の離散問題に関する史料のうち現存する最古の記録と見られる 1607 年の勅令には、それまでもカーディーが離散した馬具工に対してサラチハーネで活動するよう繰り返し警告してきたことや、「イスタンブルが次第に発展するに伴い、30～40 年以上の間、タヴク市場 Tavuk Pazarı やスィパーヒー市場 Sipahi Çarşısı や他の場所で馬具 serc ve licâm âleti を作り……」という離散した馬具工の証言が記されている [Uluçay 1951-52: 153-154]。この証言にある「30～40 年以上」という言葉を額面通りに受けとることは難しいが、この史料から 17 世紀初頭までに一定数の馬具工がサラチハーネ以外の場所で活動するようになっていたと見てよいだろう。また 17～18 世紀の史料から、馬具工組合とサラチハーネを離散した馬具工の間に少なくとも 5 度 (1607 年, 1695 年, 1754 年, 1764 年, 1782 年)³⁰⁾ の紛争が起きたことが確認されるほか、先述の 1607 年の勅令と同内容の勅令が 1644 年, 1732 年, 1759 年にも発布されており [Uluçay 1951-52: 153-154], 繰り返しサラチハーネ以外での馬具の生産・販売を禁止していたことがわかる。従って、少なくとも 17 世紀初頭から 18 世紀末にかけて、馬具工によるサラチハーネからの離散が馬具工組合にとって度々看過し得ない問題になっていたと考えられる。

離散した馬具工たちは当初、カパルチャルシュ Kapalıçarşı の西南部にあるスィパーヒー市場とカパルチャルシュの東南部に隣接するタヴク市場に新たな工房を構えたが、18 世紀になるとこれらに加えてビット市場 Bit Pazarı³¹⁾ や、バヤズィト・モスク Bayezid Camii に近いパルマク門 Parmak Kapı³²⁾ の周辺、ディーワーン通り Divanyolu, シルケジ Sirkeci に近いホジャパシヤ・モスク Hocapaşa Camii の周辺、アヤソフィア・モスク周辺といった場所も彼らの活動場所として史料に現れるようになる³³⁾。このことから彼らの活動領域がスィパーヒー市場やタヴク市場から次第にその周辺地区、とりわけ旧宮殿 Eski Saray とアヤソフィア・モスクに挟まれた、ベデステンを中心とする商業地区に拡大してゆく傾向を見てとることができよう。彼らの大半は新たに工房を賃借したと考えられるが³⁴⁾、なかには自宅で生産・販売を行う者もあった。例えば 1764 年の記録によると、馬具工のハジ・イブラヒム el-Hac İbrahim はタヴク市場にある自身の住宅 menzil で馬具の生産・販売を行っていた [İAD 7: 138: 418]。

一部の馬具工がサラチハーネから離散した要因の第一として、親方の増加による工房の不足が挙げられる。第 I 章で見たように、親方数は 15 世紀末の 142 人から 18 世紀後半には

30) 順に Uluçay 1951-52: 153-154, 148-149, İAD 3: 277: 1025, 7: 138: 418, İŞS 48: 43 B-2.

31) ビット市場の位置や性格については本章第 2 節を参照せよ。

32) İAD 7: 261: 799 にパルマク門の位置に関する記述がある。

33) 註 30 に挙げた史料に拠る。このほかヒュセイーン・アー・オダラル Hüseyin Ağa Odaları という場所も İAD 3: 277: 1025 に見られるが、その位置は現時点で特定できない。

34) 例えば 1754 年付の İAD 3: 277: 1025 には、二人の馬具工がタヴク市場のベイテュルマル室 beytü'l-mâl odası の階下にある工房を各々で賃借していたとある。

200人以上に増加したが、それに対してサラチハーネの工房は多くとも150軒程度であった。そのため、活動をサラチハーネに制限された馬具工組合では、少なくとも17世紀末以降、必要に応じて工房の内部を2つか4つの小さい作業場に仕切り、複数の親方にひとつの工房を共有させなければならなかった [Ayverdi 1989: vol. 4, 554]³⁵⁾。こうしてサラチハーネの工房が飽和状態に陥った結果、親方資格を満たしながらも工房を持っていない者たちがサラチハーネから離散したと考えられるのである。こうした親方の増加は、先述した1607年の勅令にある「イスタンブルの発展に伴って（離散した）」という記述が示唆するように、都市の発展に伴う人口増加や馬具需要の増加に拠ると推察されるが、そうであれば馬具需要の拡大に伴い、競合相手のいない有利な条件を求めてサラチハーネを離散する者がいた可能性もあるだろう³⁶⁾。

第二の要因は、火災や地震などの災害による影響である。サラチハーネは16世紀末から18世紀にかけて少なくとも5度（1633年、1660年、1693年、1716年、1756年）の大火によって焼失し、1766年の大地震によって倒壊している [Cezar 1963: 10-42, 65-66]。さらに16世紀末に起きた3度の火災や1770年の火災のようにサラチハーネやその近隣から出火した比較的小規模の火災からも被害を受けたことが史料から確認される³⁷⁾。このうち1693年の大火では馬具工組合が政府への請願のなかで、「この度の大火で完全に焼失し、焼け跡には何も残っていない。勅令に反して馬具工たちが他の場所に移り、散らばってしまったため、現在、サラチハーネ [の修復] を誰一人として望んでおらず、[アヤソフィア・] ワクフも修復を許可していない」と証言したことが史料に記されている [Uluçay 1951-52: 149]。このことから、サラチハーネの焼失によって多数の馬具工が離散し、その再建にはアヤソフィア・ワクフ運営者までもが否定的であったこと、その結果、馬具工組合は自力での復興が困難となり、政府に再建の支援を要請しなければならなくなったことがわかる。いずれの災害もこのように馬具工の離散に直接的な影響を与えたかどうかは明らかでないが、少なくともサラチハーネの焼失・倒壊は、そこでの財産や仕事を奪われた馬具工が工房を他の場所に移す契機となり得たのである。特に16世紀末に起きた3度の火災については、その

35) この状況は18世紀後半の法廷記録からも観察される。例えば İŞS 30, 71 A-3 には、バシュ門 Baş Kapısı の近くにある1軒の工房を共同で賃借する二人の馬具工がその賃料をめぐる争った旨が記されている。

36) こうした都市の発展を馬具工による離散の要因のひとつとする見方について、Uluçay 1951-52: 153 に若干の指摘がある。なお同文献では、その他の要因として当時始まったイェニチェリの商工業進出が馬具工組合の秩序を乱したことをも挙げているが、その実態については現時点で不明な点が多い。

37) 1589-90年の大火で全焼した後、1593年6月には半焼し、さらに1599年2月にはサラチハーネ内の初等学校から出火した [Selânikî 1999: 221, 316, 795-796]。また1770年の火災については Göksu 2007: 15 に「サラチハーネで発生した火災の日付である。1184年ジュマダー・ウーラー月12日」という記述がある。

直後に馬具工の離散に関する記述が史料中に明瞭に現れるようになったことを考えると、それが離散を促した可能性は十分に考えられよう。

第三の要因としては、先述のハジ・イブラヒムが「サラチハーネは遠いので昼夜を問わず仕事をするために自身の住宅で作業する」と述べているように [IAD 7 : 138 : 418], 供給先であるトプカプ宮殿や武器貯蔵庫, 商業地区などに遠いサラチハーネの立地や, 自宅と仕事場が分離し, 自宅での生活までは同職組合が管理・監督できなかった状況を指摘することができよう³⁸⁾。

構成員の離散に対する馬具工組合の主な対策は, 1475年付の勅令を根拠に独占権を主張しつつ, サラチハーネ以外での馬具の生産・販売の禁止と離散した馬具工の呼び戻しを政府やカーディーに要求するに留まった。先述のように複数の親方にひとつの工房を共有させることもあったが, これらの対策が十分な効果をあげなかったことは離散の状況からも明らかであろう。また政府やカーディーも, 1693年の大火の際に先述の馬具工組合の申し出を受けて何らかの支援をした可能性はあるが, それを除けばサラチハーネ以外での馬具の生産・販売を繰り返し禁止する以外の対策を講じた形跡は見られない。従って同職組合および政府・カーディーのこうした対応が, 馬具工による離散の長期化とその活動領域の拡大を引き起こした大きな要因のひとつと考えられる。

2 古物屋との職域をめぐる争い

カパルチャルシュの西南部に位置するビト市場には古くから新参の都市移住者が職を求めて集まり, 「古物市場」というその名の通り, 庶民や廃品回収人から買い取った古着や古物の家財道具が売買された³⁹⁾。時代が下るにつれて古物屋 oturakçı, parçacı, yaymacı の活動はビト市場の周囲にも拡大し, 18世紀末までに彼らはバヤズィト・モスク周辺にも進出を果たし, 320軒の店舗を管理する古物屋組合を組織するまでになっていた [İŞS 73 : 84 B-4]。

馬具工組合と古物屋の職域争いに関する史料は現時点で18世紀初頭以降のものに限られるが, それでも古物屋が馬具を販売し, 馬具工組合と争うようになった経緯についてある程度は明らかにすることが可能である。まず1707年付の記録によると, スーパーヒー市場の古物屋が古物の馬具を販売したため, 馬具工組合は「我々の持つ勅令には, 如何なる馬具も [サラチハーネで売買し,] 他所で売買してはならないと明記されている」と言ってその販売

38) この他にケトヒュダーが構成員に対して不当な搾取や重税を強要したことも離散の要因になり得たと推察されるが, ケトヒュダーの不正行為と馬具工の離散との直接的な因果関係を示す史料は現時点で見つかっていない (不当な搾取に関する事例は本稿第Ⅲ章1節を参照)。

39) ビト市場の概要および研究文献についてはAnonym 1994を, 詳細な位置についてはGülersoy 1994 : 424の地図を参照のこと。

禁止を訴えた。これに対して古物屋は「我々には古物の売買を許可する証書 *hüccet* がある」と反論したが、最終的に馬具工組合の主張が認められ、改めて彼らの独占権を保障する勅令が発布された [Refik 1930: 41]。続けて 1726 年の法廷記録には、「スーパーヒー市場やビト市場で遺産 *mâl-ı meyyit* が競売 *nidâ ve müzâyede* にかけてられる際、それらのなかに馬具工の商品が含まれていることがあるため、[そこでの販売を] 完全に禁止することは困難である。そこで前述のスーパーヒー市場とビト市場では遺産のなかに含まれる古物の馬具工の商品（古物の馬具）に限り売買できるものとし、それ以外の新品の馬具が [当該市場に] 入り込まないように」というカーディーの裁定が記されている [İŞS 24: 63 B-3]。

このように、下取りや遺品の競売で得た古物の馬具をスーパーヒー市場やビト市場において販売する行為は法廷の証書によって法的にも認められていたが⁴⁰⁾、その一方で馬具工組合はサラチハーネにおいて独占的に馬具を生産・販売する権利を有していた。結果として両者は競合した権利をめぐって紛争を起こしたため、カーディーは新古の区別に基づいて両者の職域を調整し明確に規定したのである。

この問題は 1726 年以降、管見の限り半世紀にわたって史料に現れなくなるが、先述のカーディーの裁定によって完全に解決したわけではなかった。1777 年付の記録によると、馬具工組合は、サラチハーネ以外でのすべての馬具販売を禁止する規定があるにも拘らずビト市場の古物屋たちが馬具を販売しているとして訴えを起し、その規定を踏襲する旨の裁定を得た [İŞS 40: 80 B-1]。その後、1788 年には違反した古物屋を見せしめに帝国造船所 *Tersane-i Amire* での強制労働 *kürek* に処するよう嘆願した [İŞS 56: 49 B-3]。カーディーは常に馬具工組合の訴えを支持し、1781 年の紛争では「[古物屋が馬具販売の禁止に] 違反した場合にはイエニチェリ長官 *yeniçeri ağası* の主導で処罰する」と厳しく警告したほか [İŞS 47: 93 B-2]、1788 年には「古物の馬具は従来我々が販売してきた」という古物屋の主張を「証書や勅令に反する根拠のない出任せ」として一蹴した [İŞS 56: 57 A-4]。

このように 1777～88 年に続けて 4 度の訴訟を起こした馬具工組合は、1726 年に定められた職域規定を顧みることなく古物屋による馬具販売の全面禁止を訴え、違反者への厳格な処罰を要請した。そしてカーディーもやはり 1726 年の職域規定を考慮せず、十分な調査や審議を経ずに馬具工組合の訴えを認めている。その背景は明らかでないが、いずれの裁定も古物屋の販売を一方向的に禁じるに留まった結果、スーパーヒー市場やビト市場には依然として馬具の古物販売が続けられたのである。

カーディーの馬具工組合を支持する姿勢は、1789 年に始まる専売廃止政策によっても変

40) カパルチャルシュにおいて不要な遺品が競売によって売却されていた事実は Öztürk 1995: 74-75 から跡付けられる。

わることはなかった。この政策は、スルタン・セリム3世（在位1789-1807）が当時の物価高騰を抑制するため、一部の商品を除きイスタンブルにおける同職組合の専売廃止を目指したものである⁴¹⁾。これを受けて幾つかの同職組合が専売廃止の無効を政府やカーディーに訴えるなか⁴²⁾、古物屋は逆に、「以前、売買をめぐる独占廃止 ref'-i inhisâr-ı bey' ve şirâを命じる宸筆 hatt-ı hümâyûn が発布され、誰もがどんな商品でも売買できる権利を得たので、我々は前述の商品（馬具）を前述の場所（ビト市場）で、つまり我々の店舗で売買する」と言って、この専売廃止令を根拠に自身の古物販売を正当化した。しかしカーディーは「このことはシャリーアによって [判断すべき] 問題ではなく、行政法 nizâmiyye によって [判断すべき問題である]」として古物屋の主張を退け、馬具の生産・販売は政府が監督すべきとする裁定を下したのであった [İŞS 59: 9 A-4]。

3 離散した馬具工と古物屋の関係

以上のように17～18世紀にかけて馬具工組合の独占を脅かしたサラチハーネを離れた馬具工と古物屋は、共にビト市場やスーパーヒー市場といったベデステンを中心とする商業地区で活動していた。こうした活動領域の共通性は彼らの間に何らかの関係があった可能性を示唆しているが、以下の史料には両者の結びつきを直接的に示す記述がある。1782年の馬具工組合の訴えによると、ハサン Hasan bin Hüseyin という名の馬具工がサラチハーネを離れ、パルマク門の周辺に店舗を構えて古物屋 oturakcı を名乗り、ビト市場の古物屋であるイブラヒム İbrahim bin el-Hac Süleyman やボゴス Bogos veled-i Ohan と共に新古の馬具を販売していたという [İŞS 48: 43 B-2]。また1777年の法廷記録には、ビト市場の古物屋が度重なる禁止にも拘らず、依然として「タヴク市場や他の場所の商工民」と連携して馬具を販売しているという馬具工組合の訴えが記されているのである [İŞS 40: 80 B-1]。この「タヴク市場や他の場所の商工民」には、これまでの考察から一定数の離散した馬具工が含まれていたと見るのが自然であろう。

これらの事例から、サラチハーネを離散した馬具工がこの地区で活動する際、古物屋が協力者・協業者としての役割を果たしたことや、離散した馬具工が古物屋に「転職」する場合すらあったこと、また馬具販売をめぐるビト市場やタヴク市場など各地区間の協力関係も見られたことを指摘できよう。この協力・協業関係の程度や恒常性の有無について現時点でははっきりしたことは言えないが、これらの事例から少なくとも弱い一時的な関係ではなかったと見られる。そうであれば離散した馬具工の多くがベデステン周辺地区を新たな仕事場に選択した理由や、同職組合の保護を受けずに営業することが可能となった理由は、こうした

41) セリム3世の専売廃止政策はその重要性に比して殆ど検討されてこなかった問題である。現状では一先ず Aynural 1989: 110-114 を見よ。

42) 例えば Cî: 1965 には野菜売り sebzeçi らの訴えが記されている。

古物屋との協力・協業関係に求められよう。

前述のように1726年に新古の区別に基づく職域が規定されたにも拘らず、馬具工組合がその後も古物屋の馬具販売に対して新古を問わず全面的な禁止を要求し続けた理由のひとつもこの点にあったと考えられる。馬具工組合が独占を堅持・回復するには、馬具工の離散を禁止すると同時に、古物屋からも新古を問わず馬具販売の権利を奪い、両者の関係を断ち切る必要があったのである。

こうした協力・協業関係が形成された背景には、都市移住者を広く受け入れてきた古物屋および古物市場の開放的性格に加え、馬具販売に必要な環境的基盤が古物市場に整っていたことが挙げられよう。また古物屋が古物馬具の修繕に長けた馬具工を必要とした可能性も考えられよう。

Ⅲ ケトヒュダーをめぐる問題

1 ケトヒュダーの役割と就任方法

馬具工組合が直面したさらにもうひとつの問題は、ケトヒュダーの支持・不支持をめぐる組合内部の紛争であった。本章ではこの紛争の実態や要因を検討する前に、まず馬具工組合におけるケトヒュダーの役割とその去就のあり方について整理しておきたい。

一般にケトヒュダーは原材料の共同購入や分配といった組合全体の利害調整を主な職務とするが [Yi 2004: 77-78], 馬具工組合のケトヒュダーがその運営において他の業種以上に重要な役割を担っていたことはこれまでの考察からも明らかであろう。構成員が多様な業種に専門分化し、前述の独占をめぐる諸問題に直面していた馬具工組合において、多様な意見を取りまとめるケトヒュダーの役割は極めて重要だったと考えられるからである。さらに、こうした組合全体に関わる事柄に加え、構成員やその家族に対して直接的な支援をした点からも重要な存在であったと言える。例えば、返済不能に陥った馬具工の借金を肩代わりしたり [İŞS 29: 24 A-4], 馬具工の家族が相続した不要な工房の備品を一時的に買い取ったほか [İŞS 32: 66 A-3], 構成員の一人が自宅の建設費用を法廷に登記する際、カーディーによって派遣された書記に自身の部屋 oda を開放し、そこでの登記に立ち会ったのである [İŞS 59: 93 A-3]。

17世紀以降のイスタンブルにおいて、ケトヒュダーの就任には大きく分けて二つの方法が存在した。第一は同職組合の構成員が自身たちの中から選出し、カーディーが任命した後、政府が勅許状 *berât* を発給するという従来一般的な方法であり、第二は下級軍人を中心とする部外者が政府からの給与や年金の受給権を国庫に返還してケトヒュダー職を「購入」する方法である [Yi 2004: 74-77; Faroqhi 2007; Faroqhi 2009: 121-123]。馬具工組合におけるケトヒュダーの就任方法については、現時点では史料の関係上、1770～98年に限って見てゆくことが可能である。その時期における延べ8人のケトヒュダー就任の変遷をまと

表 馬具工組合のケトヒュダー (1770～1801年)

	在職(年/月)	名 前	就任方法	解任理由	典拠 (ISS)
①	不明～1770/08	Halil Usta bin Mehmed* ¹	不明	規約違反 職務怠慢	34:29 A-2
②	1770/08～1776頃	Mustafa Usta bin Ali	Ⓐ	不明	34:29 A-2
③	1776頃～1777/08	Halil Ağa bin Mehmed* ²	Ⓐ ③	老齡	40:45 B-2 40:79 B-3
④	1777/08～1790/12	Salih Usta bin Abdurrahman* ³	Ⓐ ③	職務怠慢	59:11 A-3 61:6 A-3
⑤	1790/12～1792/10	Mehmed Usta bin Ahmed* ⁴	Ⓐ ③	老齡	59:11 A-3 61:37 B-2
⑥	1792/10～1796/12	Salih Ağa bin Abdurrahman* ⁵	Ⓐ	老齡	61:37 B-2 68:14 B-2
⑦	1796/12～1798/05	el-Hac İbrahim Usta bin Osman	Ⓐ	規約違反 職務怠慢	68:14 B-2 70:41 B-2
⑧	1798/05～1801以降	Salih Usta bin Abdurrahman* ⁶	Ⓐ	不明	70:41 B-2

* 就任方法のⒶは同職組合の選出とカーディーの承認による就任、③は政府からの「購入」による就任を表す。

*¹ ISS 31:88 A-3, 32:66 A-3には Halil Ağa (bin Mehmed) と記されている。

*² ISS 40:45 B-2, 40:79 B-3には Halil Usta bin Mehmed と記されている。

*³ ISS 43:4 A-2, 57:48 A-2には Molla Salih (bin Abdurrahman), ISS 48:43 B-2, 55:114 A-2, 56:49 B-3, 56:50 A-1には Salih Efendi と記されている。

*⁴ ISS 57:76 B-1, 57:76 B-2, 60:36 A-2, 61:6 A-3, 61:37 B-2には Mehmed Ağa bin Ahmed と記されている。

*⁵ ISS 68:14 B-2には Salih Usta と記されている。

*⁶ ISS 72:3 A-2, 72:29 A-2, 74:33 A-1には Salih Efendi bin Abdurrahman と記されている。

めた表にあるように、就任方法が明らかでない①ハリル・ウスタ Halil Usta bin Mehmedを除くいずれも先述の第一の方法(表中Ⓐ)によって就任した。例えば②ムスタファ・ウスタ Mustafa Usta bin Aliの就任に関する1770年の法廷記録には、「前述の同職組合に属し、申し立ての当事者 bā'is-i i'lāmであるムスタファ・ウスタは信頼でき、品行方正で、古来の規約を遵守する人物である[ので]、皆が[彼を]信頼し[ケトヒュダーに]選出したことを、[全員の]合意の下で[カーディーに]報告し、前述のムスタファをケトヒュダーとするよう要請した。[カーディーは]要請を受けて前述のムスタファを前述の同職組合のケトヒュダーに任命した。(中略)この者への崇高なる勅許状の下賜が命じられるように」という記述が見出されるのである [ISS 34:29 A-2]。しかし他方で③ハリル・アー Halil Ağa bin Mehmed, ④サーリフ・ウスタ Salih Usta bin Abdurrahman及び⑤メフメト・ウスタ Mehmed Usta bin Ahmedについては、「日額10アクチェの受給権を国庫に返還した見返りに hazine-mānde mukābili 崇高なる勅許状によって [任命された]」といった記述があり [ISS 61:6 A-3]、第二の方法(表中③)によって就任した可能性を示している。現状ではこれ以上の踏み込んだ検討は難しいが、少なくとも18世紀後半の馬具工組合ではケトヒュダーは構成員による選出とカーディーによる承認、そして政府による勅許状の発給を経て就任したが、それと同時に給与や年金の受給権を何らかの手段で国庫に返還することが必要な場合もあったと見てよいだろう。

ケトヒュダーは自ら辞職を申し出ない限り、或いは構成員が規約違反や職務怠慢、老齢などを理由に解任をカーディーに申し立て、カーディーがそれを承認しない限り在職し続けることができた⁴³⁾。③ハリル・アーの在職期間がわずか1年程度であったのに対して④サーリフ・ウスタが13年4カ月であったように、各々の在職期間に大きな差が見られたのはそのためと考えられる。

少なくとも17・18世紀のイスタンブルにおける一部のケトヒュダーには、報酬として構成員から一定の金品を徴収する権限が認められていた [Yi 2004: 77; Faroqhi 2007: 125-126]⁴⁴⁾。馬具工組合のケトヒュダーの報酬については不明な点が多いが、1774年の法廷記録には②ムスタファ・ウスタが構成員から「非行 cürm」や「献身 nerz」といった名目で不当に現金を搾取した旨が記されていることから [İŞS 36: 102 B-1], 馬具工組合でもケトヒュダーが構成員から金品を徴収する慣習があったと推察される⁴⁵⁾。

2 ケトヒュダー支持・不支持をめぐる争い

多様な商工民で構成されていた馬具工組合において、前述のように構成員の意見がケトヒュダーの就任・解任に大きな力を持つとき、その意見が組合内で容易に統一されるとは限らなかった。事実、組合内で起きた意見対立の様相はなかなか史料に現れてこないが、それでも18世紀後半の史料にはケトヒュダーの支持者と不支持者が法廷で争うまでに発展した3件の紛争が観察されるのである。その第一は規約違反などを理由に罷免された①ハリル・ウスタの支持者と現職の②ムスタファ・ウスタの支持者との間に起きた1771年の紛争 [İŞS 33: 45 A-4] であり、第二は③ハリル・アーの支持・不支持をめぐる1776～77年の紛争、第三は⑦ハジ・イブラヒム・ウスタ el-Hac İbrahim Usta bin Osman の支持・不支持をめぐる1798年の紛争 [İŞS 70: 41 B-2] である。本稿では比較的詳細な史料の残る第二の紛争を例に、馬具工組合のケトヒュダー職をめぐる争いについて検討したい。

1776年、ケトヒュダーに就任して間もないハリル・アーが病気にかかると、彼を支持しない一部の馬具工が病状をめぐる根も葉もない噂を広めるといった事件が起きた。これを受けて彼の支持者は法廷に赴き、彼の留任を命じる裁定を引き出した [İŞS 39: 68 A-2]。し

43) こうした解任の理由は、17世紀イスタンブルにおける一般的傾向とほぼ一致する [Yi 2004: 79]。

44) この報酬は18世紀の一部の史料において「ケトヒュダー報酬 kethüdâlık avâ'idî」と表現されている [Faroqhi 2007: 125-126]。

45) その他の報酬に関する事例として、1600年付イスタンブル・ワクフ調査台帳には、「馬具工ハジ・マフムトのワクフ Vakf-ı Hacı Mahmud bin Abdullah es-Serrac」のワクフ条件として「[余剰金が出た場合、このワクフの] 管財人 tevliyet nefsi に、そのあと馬具工のケトヒュダーに [与えよ]」という記述があり [Canatar 2004: 718], 少なくとも当時、このワクフの余剰金がケトヒュダーの報酬に割り当てられていたことがわかる。

かし、1777年の法廷記録には支持者137人の訴えとして、「同職組合（馬具工組合）に属し、皆の嫌われ者の一人が、欲望に駆られて集まった数人と手を組み、「前述のケトヒュダーであるハリル[・アー]は老齢で、政府の事柄や同職組合の事柄を管理し監督することができない」と言って彼の解任を主張しているようである。[こうした事態は]同職組合に混乱を引き起こすが、前述のハリル[・アー]は現在も政府の事柄や同職組合の事柄を従来どおり適切に管理し監督しており、我々は皆、前述の者がケトヒュダー職に[留まることを]望みます」と記されており[iŒS 40: 45 B-2]、不支持者による反対運動は継続していたことがわかる。こうした訴えを受けたカーディーは主席書記官 başkâtibi であるムスタファ・エフエンディ Mustafa Efendi をサラチハーネに派遣して聞き取り調査を行わせた。その結果、200人を超える馬具工がハリル・アーの留任を要望したため、カーディーは留任を命じる裁定を下したのである。

このようにカーディーおよび大多数の馬具工が彼を支持したと見られるが、その後の状況は不支持者に有利に展開した。1777年8月13日付の記録によると、馬具工組合が古物屋に対して訴訟を起こした際、ハリル・アーは法廷に出廷することができず、代わりにムスタファ・ウスタ Mustafa Usta という人物をケトヒュダー代理 kethüdâ vekili として派遣した[iŒS 40: 80 B-1]。そして直後の8月15日、息子のスレイマン・アー Süleyman Ağa を代理人 vekil として出廷させ、「老齢で病気持ちのため外出もままならず、馬具工組合を管理・監督することができない」という理由で自ら辞職を申し出たのである[iŒS 40: 79 B-3]。

この事例から以下の点を指摘することができよう。第一に、馬具工組合のケトヒュダーは構成員の合意による選出を原則とするが、それでも就任当初から一定数の不支持者が存在する場合があった。第二に、ケトヒュダーの病気や老齢といった組合運営に支障を来す要素は、不支持者が反対を表明する契機や口実となり得た。第三に、ケトヒュダーの就任・解任にはカーディーの承認が必要であったため、ケトヒュダー職をめぐる紛争ではカーディーから如何に有利な裁定を引き出すかが紛争当事者にとって重要な問題となった。また、構成員の取りまとめ役であるケトヒュダー自身が紛争の焦点であったことから、そこで果たすカーディーの役割は他の種類の紛争に比して大きかったと考えられる。

この紛争をケトヒュダー自らの辞任表明という形で決着づけたのが、古物屋との職域争いだったことは注目に値する。この事例では、ケトヒュダーの健康状態に拘らず職域問題の訴訟に踏み切らなければならず、臨時に任命されたケトヒュダー代理は十分に職務を遂行することができなかった。このことから馬具工組合における独占を堅持することの重要性を再確認できるとともに、その紛争・訴訟にはケトヒュダーの指導力が不可欠であったことを見ることができよう。

3 独占をめぐる問題への対処と在職期間

独占をめぐる問題への対処の仕方がケトヒュダーの在職に与えた影響について、上記の紛争とは異なる事例からも見てゆくことが可能である。

構成員の意見がケトヒュダーの就任・解任に大きく影響する馬具工組合にあって、サーリフ・ウスタ/アーは18世紀最後の30年のうち計20年以上に亘ってケトヒュダーに在職した(表中④⑥⑧)。1777年に任命されたサーリフは13年4ヶ月間在職した後、1790年12月に何らかの違反で解任されたうえイスタンブールから追放されたが、1792年10月に再任された。その後、1796年12月には「老齢のため我々(馬具工組合)の事柄を管理・監督することができない」という理由で再び解任されたものの、1798年5月には「古参者 kudemâ のなかで慣習や規約を熟知し、ケトヒュダー職に適する」者として再び任命され、少なくとも1801年まで在職したのである⁴⁶⁾。

こうした長期在職の背景を検討する上で着目すべきは、彼の最初の在職期間(1777-90)と先述の古物屋との職域争いが激化した時期(1777-88)とがほぼ一致するという事実である。さらにサーリフは再任時(⑥)及び再々任時(⑧)にも皮鞣工や古物屋と争ったことが確認されるが [İŞS 65: 114 A-2; İŞS 73: 84 B-4]、他方でその前任者および後任者の③ハリル・アーや⑤メフメト・ウスタが古物屋を含む異業種と法廷で争った形跡は1790年の紛争以外に観察されない。史料を法廷記録に大きく依拠する関係上、訴訟以外の手段によって対処・解決した紛争を把握することは難しく、また現時点でケトヒュダーの在職期間と紛争の頻度との因果関係をより厳密に検証することはできないが、少なくとも法廷での訴訟によって異業種との職域問題に積極的に取り組むサーリフの姿勢を見てとることはできよう。そしてそうした姿勢が構成員の支持につながり、長期の在職を可能にしたとする見方もひとつの蓋然性として考えられるであろう。

おわりに

本稿では集合的工房とそこで活動する同職組合に関する事例研究として、その代表的な存在であるサラチハーネと馬具工組合について検討を行った。最後にこれまでの考察を踏まえ、次の点を指摘したい。

馬具工組合は多様な業種の人々で構成されたにも拘らず、その組織構造は極めてシンプルであった。例えば靴屋・靴工組合では下部組織やそれを管理する特殊な役職が見られたが

46) 各就任・解任の典拠は表を参照のこと。表中④⑥⑧のサーリフ・ウスタ/アーが同一人物であることは、再任・再々任の記録にある「かつてのケトヒュダー」という記述から跡付けられる。また史料から実証することはできないが、表中①③のハリル・ウスタ/アー Halil Usta/Ağa bin Mehmed も同一人物の可能性がある。

[藤木 2005 b], 本稿の考察では馬具工組合にそうした存在は確認されなかったのである。この事と馬具工がサラチハーネから離散した事実とを併せて考えると、集会的店舗・工房という形態が他の場合に比べて同職組合による構成員の管理や構成員同士の管理を容易にしたとは必ずしも言えないであろう。また、馬具工組合はサラチハーネという特定の地域に根差した組織であったが、その役割は、初等学校の教師への給与支払いなどの一部の事例を除けば一般的な同職組合の枠内に留まり、その地域社会に対して行政や宗教の面で特殊な権限や影響力を行使した形跡は見られなかった。

馬具工組合は度重なるサラチハーネの焼失・倒壊を経験し、とりわけ18世紀には馬具工によるサラチハーネからの離散や古物屋との職域争い、ケトヒュダーの支持・不支持をめぐる内部紛争といった、組合の存続を脅かす多くの問題に直面したが、それでも馬具工組合が馬具を独占的に生産・販売する権利を堅持し続け、多くの馬具工がサラチハーネで働き続けたことに注視したい。本稿ではこれらの問題をめぐる請願や訴訟の記録を度々検証してきたが、それらの史料は専ら組合の衰退や崩壊を示すものではなく、請願や訴訟という手段を活用して諸々の問題に対処する一定の結束力や組織力を備えた同職組合像を示しているとも考えられるのである。

活動領域を制限された同職組合のすべてが工房不足やそれに伴う構成員の離散といった問題に苦悩していたわけではなかったことにも注意を払いたい。例えば皮鞣業は当初、エディクレ門の外にある皮鞣工房群に制限されていたが、都市の拡大に伴ってワクフ財源として各地に新たな工房群が建てられた結果、皮鞣工組合は工房不足の問題から免れたのである。しかしそれに代わって各工房群の皮鞣工による原材料の取り分をめぐる争いに対処しなければならなかった [藤木 2005 a: 230-234]。

アヤソフィア・ワクフの財源として建設されたサラチハーネの運営は、当該ワクフの運営者にとっても重要な問題であったと推察される。本稿では馬具工組合とワクフ運営者との関係を検討することはできなかったが、この点は今後の課題としたい。

参 考 文 献

CB: Başbakanlık Osmanlı Arşivi, Cevdet Belediye.

Cİ: Başbakanlık Osmanlı Arşivi, Cevdet İktisat.

İAD: Başbakanlık Osmanlı Arşivi, İstanbul Ahkâm Defterleri.

(典拠の際、「İAD 台帳の巻数：頁数：各記録の整理番号」のように記す)

İŞS: İslâm Araştırmaları Merkezi, İstanbul Mahkemesi Şer'îye Sicil Defterleri.

(典拠の際、「İŞS 台帳の巻数：頁数-段落数」のように記す)

Anonym (1994) Bitpazarları. *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, 2, 249-250.

Aydın, B. (1998) İstanbul Kadılığı Tarihçesi ve İstanbul Kadı Sicillerine Dair Tetkikler. *İstan-*

- bul Arařtırmaları* 6, 71 – 87.
- Aynural, S. (1989) Selim III Döneminde İstanbul'da İktisadi Hayat (1789 – 1807). PhD diss., İstanbul Univ.
- Ayvansarâyî Hüseyin Efendi, Ali Sâti' Efendi & Süleymân Besim Efendi, A. N. Galitekin (ed) (2001) *Hadikatü'l-Cevâmi'*. İstanbul.
- Ayverdi, E. H. (1989) *Osmanlı Mi'mârisinde Fâtiḥ Devri 855–886 (1451–1481)*, vol. 3–4. İstanbul.
- Baer, G. (1970) Monopolies and Restrictive Practices of Turkish Guilds. *JESHO* 2, 145 – 165.
- Barkan, Ö. L. (1962 – 63) Ayasofya Cami'i ve Eyüb Türbesinin 1489 – 1491 Yıllarına âit Muha-sebe Bilânçoları. *İktisat Fakültesi Mecmuası* 23, 342 – 379.
- Canatar, M. (ed) (2004) *İstanbul Vakıfları Tahrir Defteri : 1009 (1600) Tarihli*. İstanbul.
- Cezar, M. (1963) *Osmanlı Devrinde İstanbul Yapılarında Tahribat Yapan Yangınlar ve Tabii Afetler*. İstanbul.
- Çeçen, M. K. (1997) *II. Bayezid Suyolu Haritaları*. İstanbul.
- Evlîya Çelebi, O. Ş. Gökyay (ed) (1996) *Evlîya Çelebi Seyahatnâmesi*. vol. 1, İstanbul.
- Faroqhi, S. (1984) *Towns and Townsmen of Ottoman Anatolia : Trade, Crafts and Food Production in an Urban Setting, 1520–1650*. Cambridge.
- Faroqhi, S. (1997) Sûḳ (7. In Ottoman Anatolia and the Balkans). *EP*, 9, 796 – 800.
- Faroqhi, S. (2002 a) Between Collective Workshops and Private Homes : Places of Work in Eighteenth Century Bursa. In : id *Stories of Ottoman Men and Women*. İstanbul, 235 – 243.
- Faroqhi, S. (2002 b) Urban Space as Disputed Grounds : Territorial Aspects to Artisan Conflict in Sixteenth to Eighteenth-Century Istanbul. In : id *Stories of Ottoman Men and Women*. İstanbul, 219 – 234.
- Faroqhi, S. (2006) Guildsmen and Handicraft Producers. In : id (ed) *The Cambridge History of Turkey Volume 3 : The Later Ottoman Empire, 1603–1839*. Cambridge, 336 – 355.
- Faroqhi, S. (2007) Purchasing Guild- and Craft-Based Offices in the Ottoman Central Lands. *Turcica* 39, 123 – 146.
- Faroqhi, S. (2009) *Artisans of Empire : Crafts and Craftspeople Under the Ottomans*. London/ New York.
- Göksu, S. (ed) (2007) *Müellifi Mechûl Bir Rûznâme : Osmanlı–Rus Harbi Esnâsında Bir Şâhidin Kaleminden İstanbul 1769–1774*. İstanbul.
- Gülersoy, Ç. (1994) Kapalıçarşı. *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, 4, 422 – 430.
- İnalcık, H. (1978) İstanbul. *EP*, 4, 224 – 248.
- Kal'a, A. (ed) (1997 – 98) *İstanbul Ahkâm Defterleri İstanbul Esnaf Tarihi*. 2 vols., İstanbul.
- Kütükoğlu, M. S. (ed) (1983) *Osmanlılarda Narh Müessesesi ve 1640 Tarihli Narh Defteri*. İstanbul.

- Mantran, R. (M. A. Kılıçbay & E. Özcan trs.) (1990) *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul*. 2 vols., Ankara.
- Mustafa Na'imâ (1147) *Ravzatü'l-Hüseyn fi Hulâsa-ı Ahbârî'l-Hâfikayn*, 2 vols., İstanbul.
- Öztürk, S. (1995) *Askeri Kassma Ait Onyedinci Asır İstanbul Tereke Defteri (Sosyo-Ekonomik Tahlil)*. İstanbul.
- Raymond, A. (1995) The Role of the Communities (Tawa'if) in the Administration of Cairo in the Ottoman Period. In: Hanna, N. (ed) *The State and Its Servants: Administration in Egypt from Ottoman Times to the Present*. Cairo, 32–43.
- Raymond, A. (2002) Urban Networks and Popular Movements: In Cairo and Aleppo (End of the Eighteenth Beginning of the Nineteenth Centuries). In: id *Arab Cities in the Ottoman Period*. Aldershot/Burlington, 57–81.
- Refik, A. (1930) *Hicri On İkinci Asırda İstanbul Hayatı (1100-1200)*. İstanbul.
- Selânikî Mustafa Efendi, M. İpşirli (ed) (1999) *Tarih-i Selânikî (971-1003/1563-1595)*. 2 vols., Ankara.
- Şimsir, N. (2004) Ahkâm Defterleri'nin Tarihi Kıymeti ve 107 Numaralı Anadolu Ahkâm Defteri'ndeki İzmir ile İlgili Hükümler. In: id *Osmanlı Araştırmaları (Makaleler-1)*. İstanbul, 9–42.
- Uluçay, M. Ç. (1951–52) İstanbul Saraçhanesi ve Saraçlarına Dair Bir Araştırma. *Tarih Dergisi* 3 (5–6), 147–164.
- Uzunçarşılı, İ. H. (1957) İstanbul ve Bilâd-ı Selâse Denilen Eyüp, Galata ve Üsküdar Kadılikları. *İstanbul Enstitüsü Dergisi* 3, 25–32.
- Vakıflar Umum Müdürlüğü (ed) (1938) *Fatih Mehmet II Vakfiyeleri*. Ankara.
- Yi, E. (2004) *Guild Dynamics in Seventeenth-Century Istanbul: Fluidity and Leverage*. Leiden/Boston.
- 林 (山本) 佳世子 (1982) 十五世紀後半のイスタンブル —— メフメト二世の復興策を中心に —— 『お茶の水史学』 25, 1–18.
- 林佳世子 (2009) アヤソフィア・ワクフの一年 —— 1667年付け収支簿台帳からみるオスマン帝室ワクフの運営 —— 『明大アジア史論集』 13, 77–97.
- 藤木健二 (2005 a) 18世紀イスタンブルの同職組合：家畜利用業種の分析から 『日本中東学会年報』 20 (2), 221–243.
- 藤木健二 (2005 b) 18世紀イスタンブルにおける靴産業の同職組合 『オリエント』 48 (1), 49–68.
- 藤木健二 (2010) 書評 Suraiya Faroqhi, *Artisans of Empire: Crafts and Craftspeople under the Ottomans* 『イスラム世界』 74, 121–128.